

環境農林水産部週休2日工事の労務費等補正等に関する実施要領 (土地改良工事関連)

第1条 目的

建設業は他産業と比べ労働時間が長く、休日数が少ないことが課題となっており、労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、将来の担い手を確保するために、「『公共工事の品質確保の促進に関する法律等』の一部を改正する法律」により、発注者の責務として「働き方改革の推進」が規定されており、休日数を増やし、より働きやすい職場環境づくりが必要とされる。さらに令和6年4月から建設業においても時間外労働時間の上限規制が適用された。

こうした状況を受け、本要領では建設工事における週休2日工事等の実施に必要な事項を定める。

第2条 対象工事

1 次の工事を対象とする。

- (1) 「土地改良工事積算基準（土木）」の諸経費を適用する工事
- (2) 「土地改良工事積算基準（施設機械）」の内、施設機械設備据付工事・鋼橋製作架設工事・電気通信設備製作据付工事」の諸経費を適用する工事
- (3) その他、環境農林水産総務課と協議した工事

2 以下のいずれかに該当する工事は除く。

- (1) 著しく施工期間が短い工事
- (2) 単価契約工事又は緊急の応急復旧工事
- (3) 災害復旧工事又は復興事業に係る工事
- (4) 準備期間が大部分を占める工事
- (5) 供用開始日が定められ、完成期日が指定される工事

第3条 発注方式

1 区分

発注方式は、次のいずれかによる。

(1) 発注者指定方式

発注者が、受注者に対し週休2日工事又は通期の4週8休工事に取り組むことを指定し、労務費等の補正を当初設計より計上するもの。第4条5及び6の「完全週休2日制工事」又は「週休2日制工事」を達成できた場合、工事成績評定において加点又は評価する方式。

(2) 受注者希望方式

受注者が、現場着手前に発注者に対して週休2日工事又は通期の4週8休工事に取り組む旨を協議した上で取り組み、達成状況に応じ、労務費等の補正を設計変更で計上するもの。第4条6の「週休2日制工事」を達成した場合、工事成績評定において評価する方式。

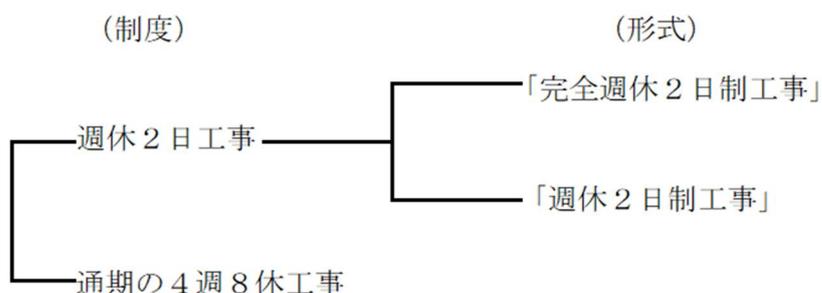
対象工事に該当しない第2条2(3)、(4)又は(5)の発注工事は受注者希望方式とする。

2 運用

発注者指定方式を原則とする。

第4条 定義

週休2日工事及び通期の4週8休工事は、次の形式とする。



1 通期の4週8休工事

対象期間を通じた（以下、「通期」という。）休工（現場閉所）の日数が、4週8休以上の現場閉所が確保されている状態。（原則、土日を休工対象日とする。）

2 対象期間

契約日から工事完成日までの期間とする。ただし、次に掲げる期間は対象期間から除く。

- (1) 準備期間
- (2) 後片付期間
- (3) 年末年始休暇（6日間）
- (4) 夏季休暇（3日間）
- (5) 工場製作のみを実施している期間
- (6) 工事全体を一時中止している期間
- (7) 発注者が対象外と認める期間（受注者の責によらず現場作業中止を余儀なくされる期間等）



3 休工（現場閉所）

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業も含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

4 4週8休以上の現場閉所

現場閉所日数（1日を通して現場閉所された日の合計）が対象期間中で28.5%（8/28日）以上の水準に達する状態とし、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日も現場閉所日数に含める。

5 完全週休2日制工事

休工対象日に対して、月単位で週休2日の休工（現場閉所）に取り組む形式をいう。

（1）振替休工の取り扱い

受注者の都合により、休工対象日を振り替える場合は、事前に監督職員の承諾を得たうえで、同一週内の月曜日から金曜日の平日に限り、休工対象日の休工（現場閉所）として扱うことができる。ただし、同一月内に2回を限度とする。

また、15日に満たない端数月は同一月内に1日を限度として、休工対象日の休工（現場閉所）として扱うことができる。

悪天候による休工対象日への振替は認めない。

6 週休2日制工事

原則、休工対象日に対して、月単位で週休2日の休工（現場閉所）に取り組む形式をいう。

（1）振替休工の取り扱い

悪天候などにより、月曜日から金曜日を休工対象日の振替休工として扱う場合については、同一月内に限り、休工対象日の休工（現場閉所）として扱うことができる。

7 工事完成日

完成通知日の提出日

第5条 取組内容

取組内容は、次のとおりとする。

1 発注者は特別仕様書（施工条件の明示）において、以下のことを明示する。

- （1）週休2日工事又は通期の4週8休工事の対象工事である場合、対象工事であることの明示。
- （2）条項（1）の場合で、発注者が対象外とする作業を実施する期間を設定する場合、その内容を明示。
- （3）第3条1（2）の対象工事の場合、その旨の明示。

2 休工計画表の提出

受注者は、「完全週休2日制工事」又は「週休2日制工事」を実施する場合には、「週休2日工事」休工計画（実施）表（別紙様式1号）を作成し、当初の施工計画書と併せて提出し、いずれかの形式を選択する旨を施工計画書に明記するものとする。なお、当初の施工計画書提出後は、形式の変更を行うことはできない。

3 履行確認の方法

受注者は、「完全週休2日制工事」又は「週休2日制工事」を実施する場合には、毎月5日までに「週休2日工事」休工状況報告書（別紙様式2号）を提出するものとし、監督職員はこれを確認する。

このとき、受注者は、毎月の「週休2日工事」休工状況報告書で月内週休2日取得率が100%未満となった場合は、未達成の要因及び改善策を速やかに発注者へ報告しなければならない。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。

4 現場閉所

建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は、第4条5（1）の振替休工の設定を行う場合は毎月第2週・第4週の土曜日、第4条6（1）の振替休工の設定を行う場合は毎月第2週の土曜日を休工（現場閉所）とするよう努めること（努力義務）。

第6条 工事成績評定

工事成績評定については、次のとおりとする。

1 「完全週休2日制工事」

完全週休2日取得率の算出にあたっては、次の点に基づくこと（別紙様式1号作成事例を参照）。

（1）休工対象日の算出

毎月（非対象期間を除く）の土曜日及び日曜日の日数を算出する。なお、工期設定により、1カ月に満たない端数月の場合は、端数月に含まれる土曜日及び日曜日を対象とする。

（2）休工数の算出

毎月実施した、休工対象日における休工（現場閉所）の日数及び第4条5（1）の振替休日として扱った日数とその合計を算出する。

（3）月内週休2日取得率の算出

上項（1）に対する上項（2）の割合を月内週休2日取得率として算出する。

（4）工事成績評定

イ 対象期間内のすべての月において、振替休工の回数が2回以下、月内週休2日取得率が100%以上の場合、工事成績評定において加点する。

ロ 上記の加点とならなかった工事のうち場合、対象期間の全ての月において「週休2日制工事」としての月内週休2日取得率が100%以上の場合、評価する。

2 「週休2日制工事」

週休2日取得率の算出にあたっては、次の点に基づくこと（別紙様式1号作成事例を参照）。

（1）休工対象日の算出

第6条1（1）と同様

(2) 休工数の算出

上項(1)において毎月の休工(現場閉所)した日数に第4条6(1)の振替休日等として取り扱った日数を加えて算出する。

(3) 月内週休2日取得率の算出

上項(1)に対する上項(2)の割合を月内週休2日取得率として算出する。

(4) 工事成績評定

イ 対象期間内のすべての月において、月内週休2日取得率が100%以上の場合は、工事成績評定で評価する。

ロ 「週休2日制工事」を実施した場合、「完全週休2日制工事」の達成条件を満たした場合も工事成績評定で評価を行うが、加点は行わない。

3 通期の4週8休工事

第4条1による通期で4週8休以上の現場閉所を達成した場合でも工事成績評定での評価はしない。

第7条 労務費等の補正

1 発注者指定方式

発注者指定方式で発注する工事は、労務費等に対して、別表1「労務費等の補正係数」を乗じた補正を行い、当初設計金額を算出する。ただし、4週8休(現場閉所率28.5%以上)が達成できない場合は、当該補正分を減額変更する。

なお、週休2日工事を達成した場合も別表1の補正係数とする。

2 受注者希望方式

受注者の取組状況に応じ、別表1「労務費等の補正係数」を乗じて契約変更を行う。

ただし、工事(現場)着手前に週休2日工事又は通期の4週8休工事に係る協議が整わなかったものは、補正の対象としない。

別表1 労務費等の補正係数

1 「土地改良工事積算基準(土木)」の諸経費を適用する工事

2 「土地改良工事積算基準(施設機械)」の内、施設機械設備据付工事・鋼橋製作架設工事・電気通信設備製作据付工事」の諸経費を適用する工事

※積算体系年月が令和6年8月以降の案件に適用する

現場閉所状況(現場閉所率)	4週8休(28.5%以上)
労務費	1.02
機械経費(賃料)	1.02
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.05

(現場閉所率) 対象期間内の現場休工日数÷対象期間内の日数×100(%) (小数点2位切捨て)

※ 工場製作に係る労務費や、労務費以外の人件費は、補正の対象としない。

※ 労務費や機械経費が区分できない見積単価等は、補正の対象としない。

第7条の2 市場単価及び土木工事標準単価の補正

発注者指定方式で発注する工事のうち、市場単価及び土木工事標準単価を使用した案件の場合、労務費等の補正に加え、当該単価自体への補正を行う。4週8休が達成できない場合の取り扱い第7条に準じる。

なお、受注者希望方式で発注する工事の場合の取扱いは第7条2に準ずる。

1 市場単価

市場単価に対して、別表2「市場単価の補正係数」の補正係数を乗じた補正を行う。

2 土木工事標準単価

土木工事標準単価に対して、別表3「土木工事標準単価」の補正係数を乗じた補正を行う。

別表2 市場単価の補正係数

名称	区分	現場閉所状況（現場閉所率）
		4週8休（28.5%以上）
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.02
防護柵設置工 （ガードレール）	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工 （横断・転落防止柵）	設置	1.02
	撤去	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01
防護柵設置工 （ガードパイプ）	設置	1.00
	撤去	1.02
道路標識設置工	設置	1.00
	撤去・移設	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.02
法面工		1.01
吹付砕工		1.01
軟弱地盤処理工		1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02
橋面防水工		1.01

（現場閉所率） 対象期間内の現場休工日数÷対象期間内の日数×100（%）（小数点2位切捨て）

別表3 土木工事標準単価の補正係数

名称	区分	現場閉所状況（現場閉所率）
		4週8休（28.5%以上）
区画線工		1.02
構造物とりこわし工	機械	1.02
	人力	1.02
コンクリートブロック積工		1.02
排水構造物工		1.02

第8条 適切な工期設定

発注にあたっては、積算基準に基づき施工量に応じた必要日数を算出し、不稼働日数や準備・後片付期間を含めるなど、現場条件に応じた適切な工期設定を行うとともに、受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

附 則

この要領は、令和2年3月12日から施行し、令和2年4月1日以降の公告案件から適用する。

附 則

この要領は、令和2年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年12月7日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年8月1日から適用する。（令和5年10月27日 一部改正）

附 則

この要領は、令和6年6月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年9月5日から適用するものとし、同年8月1日以降の「単価期適用年月」を用いて積算業務に着手する工事から適用する。

「週休 2 日工事」 休工状況報告書

工事名		
工期	令和 年 月 日 ()	～ 令和 年 月 日 ()
提出日	令和 年 月 日 ()	(月分まで)

月別	成績評定				費用計上							
	振替休工の数		月内週休 2 日取得率		月単位の週休 2 日						通期の週休 2 日	
	毎月 2 回まで	判定 1	100% 以上	判定 2	月毎の暦上の現場閉所率 (土日のみ)	月毎の暦上の土、日数	月毎の現場休工数	判定 3	月毎の取得率 (28.5%以上)	判定 4	対象期間内の取得率 (28.5%以上)	判定 5
4月	0	○		○	0.0%	0	0		0.0%		0.0%	
5月	0	○		○	0.0%	0	0		0.0%		0.0%	
6月	0	○		○	0.0%	0	0		0.0%		0.0%	
7月	0	○		○	0.0%	0	0		0.0%		0.0%	
8月	0	○		○	0.0%	0	0		0.0%		0.0%	
9月	0	○		○	0.0%	0	0		0.0%		0.0%	
10月	0	○		○	0.0%	0	0		0.0%		0.0%	
11月	0	○		○	0.0%	0	0		0.0%		0.0%	
12月	0	○		○	0.0%	0	0		0.0%		0.0%	
1月	0	○		○	0.0%	0	0		0.0%		0.0%	
2月	0	○		○	0.0%	0	0		0.0%		0.0%	
総合判定	【判定】 1 振替休工の数が月 2 回以下の場合、判定は○印を記入。 2 月内取得率が、100% 以上の場合、判定は○印を記入。 【総合判定】 上記、判定欄全てに○印が記入されている場合に評価する。				【判定】 3 暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成している場合、判定は○印を記入。 4 月毎の取得率28.5%以上の場合、判定は○印を記入。 【総合判定】 上記、月毎の判定3・4欄のいずれかに○印が記入されている場合に費用計上する。 上記、月毎の判定3・4欄のいずれも○印が無い場合は、「通期の週休 2 日」で判定を行い費用計上できるか確認する。						【判定】 5 対象期間内の取得率が28.5%以上の場合、判定は○印を記入。工期の最終月で確認し判定する。 【総合判定】 上記判定欄が、○印の場合に費用計上する。	
	※ 成績評定の総合判定欄については、「完全週休 2 日制工事」を選択した場合に、記入すること。 ※ 表が不足する場合は、行または用紙を追加すること。 ※ 毎月5日までに前月分までを累計したものを監督員に提出し、監督員および主任監督員の確認を得ること。なお、判定に×印が記入されている場合は総括監督員まで確認を得ること。											

総括監督員	主任監督員	監督員	副監督員

現場代理人	主任(監理)技術者